

「八尾市立学校授業支援ソフトライセンス使用契約等業務」及び「八尾市立学校学習支援ソフトライセンス使用契約等業務」に係る事業者募集要領

1. 業務の目的

標記の各業務は、GIGAスクール構想に基づき、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させた主体的、対話的で深い学びを実現するため、八尾市立学校の児童生徒に1人1台端末を配備し、教育DX基盤の整備を進めてきたところであるが、授業支援ソフト及び学習支援ソフト（以下「各ソフト」という。）を有効活用することで、教育DXをより一層推進し、児童生徒の学力向上及び学校教職員の業務負担の軽減等を図ることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 募集する業務の名称（全2業務）

①八尾市立学校授業支援ソフトライセンス使用契約等業務（以下「授業支援等業務」という。）

②八尾市立学校学習支援ソフトライセンス使用契約等業務（以下「学習支援等業務」という。）

※上記各業務については、業務ごとに事業者を募集するものとし、応募については、両業務への応募、いずれか一方の業務への応募も可とする。

(2) 業務の内容

①授業支援等業務

「八尾市立学校授業支援ソフトライセンス使用契約等業務仕様書」（以下「授業支援等業務仕様書」という。）に記載のソフトの導入及びソフトを活用した児童生徒の主体的、対話的で深い学び及び協働的な学び、学校教職員の業務負担の軽減などの授業支援

②学習支援等業務

「八尾市立学校学習支援ソフトライセンス使用契約等業務仕様書」（以下「学習支援等業務仕様書」という。）に記載のソフトの導入及びソフトを活用した児童生徒の学力向上、個別最適な学び、学校教職員の業務負担の軽減などの学習支援

(3) 履行期間（各業務共通）

令和9年2月1日から令和14年3月31日まで（62ヵ月）

※上記、履行期間のうち、令和9年2月1日から令和9年3月31日までの2ヵ月間については試験運用期間とし、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの60ヵ月間を本稼働期間とする。

(4) 対象学校数（各業務共通）

小 学 校 : 27校

中 学 校 : 14校

義務教育学校 : 1校

3. 提案上限額

①授業支援等業務 : 98,642,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

②学習支援等業務：145,018,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※上記、提案上限額については、各業務で使用する各ソフトのライセンス使用料のほか、各ソフトの使用に必要な費用（運用、保守経費等）、提案に係る経費等を含む総額とする。

4. 提案参加資格（各業務共通）

各業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人・団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号）第98条の入札参加資格を備えていること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申立てがなされていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触しないこと。
- (4) 八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (5) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同上第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

5. 契約締結までのスケジュール（各業務共通）

項 目	日 程
公募開始（質問票及び業務提案参加申込書の受付開始）	令和8年8月3日（月）
募集要領及び仕様書等に関する質問票の提出期限	令和8年8月10日（月）
質問回答期限	令和8年8月17日（月）
業務提案参加申込書の提出期限	令和8年8月21日（金）
提案参加資格結果通知	令和8年9月1日（火）
提案書等の提出期限（提案参加を認めた事業者）	令和8年9月11日（金）
提案書類審査結果通知（※提案者の数が4者以上となった場合のみ）	令和8年10月9日（金）
プレゼンテーション審査	令和8年11月5日（木）（予定）
選定結果通知	令和8年11月20日（金）

※選定結果の通知後、各業務の受託候補者と打ち合わせを行い、業務ごとに契約を締結する（長期継続契約を予定）。

※令和9年度以降において、本件の契約に係る予算が減額又は削減された場合には、本件の契約を解除することがある。

6. 提案参加の方法等

- (1) 業務提案参加申込書の提出について（各業務共通）

業務提案に参加を希望する事業者は、参加申込受付期間内に、以下の書類を参加申込受付場所に直接持参又は郵送により提出すること（※授業支援等業務及び学習支援等業務の両業務に申し込みを行う場合でも、提出する書類は事業者ごとに1部とする）。（郵送の場合は、一般書留・簡易書留・特定記録郵便に限る。）

なお、提出する書類について、令和８年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）に登載されている者（以下「有資格者」という。）は①のみとし、有資格者以外のものについては①及び②を提出すること。

①全事業者が提出する書類

- ・提案参加申込書（様式第１－１号）
- ・提案者調書（様式第１－１号（別紙））

②有資格者以外の者が提出する書類

- ・登記簿謄本又は住民票（官公署発行）（※令和８年４月１日以降に発行されたもの）
- ・印鑑証明書又は印鑑登録証明書（官公署発行）（※令和８年４月１日以降に発行されたもの）
- ・使用印鑑届兼委任状（様式第１－２号）
- ・暴力団排除に係る誓約書（様式第１－３号）
- ・国税納税証明書（令和８年５月３日以降に発行されたもの）

区分	必要な納税証明書	発行場所
法人の場合	法人税・消費税及び地方消費税	税務署
個人の場合	所得税・消費税及び地方消費税	

※国税電子申告・納税システム（e-tax）による電子納税証明書での提出も可。

※納期限未到来分があるものを除き、納期到来分について完納した証明が必要。

※非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。

- ・市税納税等証明書（法人市民税又は住民税）（令和８年５月３日以降に発行されたもの）
 - (一) 原則、滞納のない証明書（令和８年５月３日以降に発行されたもの）を提出すること。なお、所在地の市区町村により「滞納のない証明書」が発行されない場合は、市税納税証明書（法人市民税又は住民税）を提出すること。
 - (二) 本市との契約を、本社・本店名義で締結する場合は、本社・本店の所在地の市区町村にて発行されたものに限る。また、支社・支店名義で締結する場合は、支社・支店の市区町村にて発行されたものに限る。

区分	必要な納税証明書	発行場所
法人の場合	法人市民税（直近１事業年度分）	市区町村役場
個人の場合	住民税（令和７年度、令和８年度分）	

※法人税市民税（直近１事業年度分）について、事業年度の変更により１事業年度が１２月に満たない場合は、期間が合計１２月以上となるよう複数年度分を提出すること。

※納期限未到来分がある場合でも、納期到来分について完納した証明を提出すること。

※非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。

- 参加申込受付期間：令和８年８月３日（月）から令和８年８月２１日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで。郵送の場合は受付期間内に必着。）

○参加申込受付場所：八尾市水越二丁目117番地

八尾市教育センター A棟1階 執務室

(2) 質問票の提出について（各業務共通）

募集要領、仕様書等に関して質問がある場合は、質問票（様式第2号）を使用し、指定する期日までに電子メールにより提出すること（電話等その他の方法による質問は一切受け付けない）。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

質問に対する回答は、令和8年8月17日（月）までに本市ホームページに掲載する。

○質問受付期間：令和8年8月3日（月）から令和8年8月10日（月）（午後5時まで）

（※電子メールの受信確認の電話連絡については、土曜日、日曜日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までにすること。）

○提出先メールアドレス

joho@sch.city.yao.osaka.jp

○八尾市ホームページURL

https://www.city.yao.osaka.jp/sangyou_business/nyuusatsu_keiyaku/1012821/1024920.html

(3) 提案書等の提出について（※業務提案書以外は各業務共通）

上記、「(1) 業務提案参加申込書の提出について」の受付期間に業務提案参加申込書の提出があった事業者については、参加資格確認審査の後、業務ごとに、提案参加資格結果通知を電子メールにより通知する。なお、各業務において提案参加を認めた事業者（以下「提案者」という。）については、以下の提出期日までに、提出する書類を受付場所に直接持参又は郵送により提出すること（※授業支援等業務及び学習支援等業務の両業務について提案参加を認めた事業者については、業務ごとに提出する書類を作成し提出すること）。（郵送の場合は、一般書留・簡易書留・特定記録郵便に限る。）

○提案書等の提出期間：提案参加資格結果の通知の日から令和8年9月11日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は提出期間内に必着。

○提案書等の受付場所：八尾市水越二丁目117番地

八尾市教育センター A棟1階 執務室

○提出する書類：①業務提案書（表紙）（指定様式：様式第3-1号又は様式第3-2号）

（※授業支援等業務：第3-1号、学習支援等業務：第3-2号）

原本1部

②業務提案書（別紙）（任意様式）

原本1部＋副本10部

③業務提案概要書（任意様式）

原本1部＋副本5部

④プレゼンテーション資料（任意様式）

原本1部＋副本10部

※上記、「提出する書類」のうち、②の副本及び④の副本については、プレゼンテーション審査（提案者の数が4者以上になった場合に、プレゼンテーション審査を実施する3者を事前に決定する書類審査（以下「書類審査」という。）を含む。）において使用するものであり、八尾市立学校授業支援ソフト及び学習支援ソフトの決定に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員（以下「選定委員」という。）に配付する。なお、上記以外にプレゼンテーション審査に資料を用いる場合は、その資料を提出すること。

※「④プレゼンテーション資料（任意様式）」について、プレゼンテーション審査の説明において、説明の一部を作成した動画（ソフトの操作等）の上映とすることは可能とするが、その場合は、上記提出書類に加え、上映する動画を収録した電子記録媒体（DVD、CD等）（原本1枚＋副本1枚）を提出すること。ただし、書類審査においては、提出された動画は審査対象としない（書類のみで審査する）ため、そのことに留意して資料を作成すること。

【 留意事項 】

- ・業務提案書（別紙）の副本及びプレゼンテーション資料の副本は、選定委員会の選定委員に配付するため、事業者名等（事業者名、企業ロゴ、製品名、製品ロゴ等の提案者が特定・推測されるおそれのある表記）を記載しないこと（プレゼンテーション審査において動画上映をする場合に提出する動画を収録した電子記録媒体については、選定委員には配付しないが、事業者名等の記載については、同様の取り扱いとする。）。
- ・業務提案書（別紙）及び業務提案概要書については、用紙の規格がA4版であれば、様式は問わない。また、業務提案書（別紙）は片面換算で20ページ以内、業務提案概要書は片面換算で5ページ以内とする。
- ・提出書類等は情報公開の対象となり、公開を前提とした取扱いとなるため、ノウハウや個人情報にかかる内容等公開することにより不利益が生じる恐れがある内容は、提案者の判断により提案書へは記載せず、プレゼンテーション時の提案として差し支えない。
- ・提案者が作成する提出書類の作成及び提出に関する全ての費用は、提案者の負担とする。
- ・提案者から提出された書類は、提案者へ返還しないものとし、当該業務に係る審査以外には使用しない。

(4) 業務提案書等の記載内容について

業務提案書（別紙）及び提案概要書には、以下の項目を記載すること。

①授業支援等業務

I. 提案理由	・本業務の目的の達成にあたっての実施方針や運営の考え方等に関するアピールポイント
II. 他市町村におけるソフトの使用実績	・ソフトに関する直近5年度（令和3年度から令和7年度）の導入実績（都道府県名・市町村名・導入年度を記載）（※導入実績

	が10を超える場合は、導入総数を記載し、代表的な10の導入実績を記載すること）。
Ⅲ. ソフトの特徴、利便性、充実等	・ソフトの利便性が優れている点 ・ソフトの特化した機能等 ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒が有効に活用できる機能等 ・その他（ソフトのアピールポイント等）
Ⅳ. ソフト使用に関するサポート体制等	・運用・保守の体制 ・各学校からの問い合わせ対応 ・トラブル発生時の対応 ・その他
Ⅴ. 仕様書に記載の事項以外の有意義な提案	・自由記述 （例） ・ソフトの有効活用のための研修実施 ・ソフトの有効活用のための共同研究 ・児童生徒の主体的、対話的で深い学び及び協働的な学びに寄与する提案 ・学校教職員の業務負担の軽減に寄与する提案 ・本市の児童生徒の学力実態に応じた学力向上に寄与する提案 ・本市が学力課題解決に向けた重点取り組みの3本柱として掲げる「指導と評価の一体化」「言語活動の充実」「情報活用能力の育成」の向上に寄与する提案
Ⅵ. 提案金額	・ソフトのライセンス契約費用を含む、当該提案に係る経費の総額（62カ月分）（※消費税及び地方消費税の額を含む。）

②学習支援等業務

Ⅰ. 提案理由	・本業務の目的の達成にあたっての実施方針や運営の考え方等に関するアピールポイント
Ⅱ. 他市町村におけるソフトの使用実績	・ソフトに関する直近5年度（令和3年度から令和7年度）の導入実績（都道府県名・市町村名・導入年度を記載）（※導入実績が10を超える場合は、導入総数を記載し、代表的な10の導入実績を記載すること）。
Ⅲ. ソフトの特徴、利便性、充実等	・ソフトの利便性が優れている点 ・ソフトの特化した機能等 ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒が

	有効に活用できる機能等 ・学習支援等業務仕様書の「3. 収録教材・コンテンツに関する仕様」に記載の事項以外で対応している収録教材（せいかつ、保健体育、音楽、美術、技術・家庭等） ・学習支援等業務仕様書の「3. 収録教材・コンテンツに関する仕様」に記載の事項以外で対応しているコンテンツ（日本語指導、不登校支援【映像コンテンツ】等） ・その他（ソフトのアピールポイント等）
IV. ソフト使用に関するサポート体制等	・運用・保守の体制 ・各学校からの問い合わせ対応 ・トラブル発生時の対応 ・その他
V. 仕様書に記載の事項以外の有意義な提案	・自由記述 （例） ・ソフトの有効活用のための研修実施 ・ソフトの有効活用のための共同研究 ・児童生徒の学力向上、個別最適な学びに寄与する提案 ・学校教職員の業務負担の軽減に寄与する提案 ・本市の児童生徒の学力実態に応じた学力向上に寄与する提案 ・本市が学力課題解決に向けた重点取り組みの3本柱として掲げる「指導と評価の一体化」「言語活動の充実」「情報活用能力の育成」の向上に寄与する提案
VI. 提案金額	・ソフトのライセンス契約費用を含む、当該提案に係る経費の総額（62カ月分）（※消費税及び地方消費税の額を含む。）

7. 選定方法（各業務共通）

各業務の受託候補者（優先交渉権者）の選定については、八尾市立学校授業支援ソフトライセンス使用契約等業務選定基準（以下「授業支援等業務選定基準」という。）及び八尾市立学校学習支援ソフトライセンス使用契約等業務選定基準（以下「学習支援等業務選定基準」という。）に基づき、選定委員会において、業務ごとに書類審査及びプレゼンテーション審査を経て最終決定する。

ただし、各業務の受託候補者（優先交渉権者）の選定までに、本募集要領における、提案参加資格の要件を満たさなくなった場合及び失格事項に該当することとなった場合は、選定の対象外

となる。

なお、各業務の提案者が1者の場合においても、プレゼンテーション審査を実施するものとする。

また、各業務の提案者がそれぞれ4者以上の場合は、プレゼンテーション審査の日程までに、各業務の提案者から提出された書類について事前書面審査を行い、プレゼンテーション審査を実施する上位3者を決定することとする。その場合は、提案書類審査結果について、令和8年10月9日（金）までにすべての提案者に対し、電子メールにて通知するとともに、プレゼンテーション審査を行う者に対しては、提案書類審査結果とあわせてプレゼンテーション審査の会場及び時刻等の詳細についても通知する。

【プレゼンテーション審査に関する留意事項】

①プレゼンテーション審査の日程

令和8年11月5日（木）（予定）

プレゼンテーション審査の時間及び場所等の詳細については、各業務において提案参加を認めた事業者の数が4者未満の場合には、提案参加資格結果通知により通知する。

なお、各業務において提案参加を認めた事業者の数が4者以上の場合には、事前書面審査の後、提案書類審査結果通知により通知する。

※日程については、変更となる場合があり、その場合は、変更後のプレゼンテーション審査の日程の2週間前までに、プレゼンテーション審査を行う者に連絡する。

②プレゼンテーションの実施方法

説明は、業務提案書の内容に基づくものとし、提案内容の訂正等は認めない。なお、プレゼンテーション審査に参加できる人数は3名以内とし、各提案者の割り当て時間は35分（説明：15分、質疑・応答：20分）とする。なお、質疑・応答の時間については、選定委員からの質問の状況等により延長する場合がある。

8. 受託候補者（優先交渉権者）の選定の基準

①授業支援等業務

八尾市立学校授業支援ソフトライセンス使用契約等業務選定基準のとおり

②学習支援等業務

八尾市立学校学習支援ソフトライセンス使用契約等業務選定基準のとおり

9. 選定結果（各業務共通）

選定委員会での審査終了後、各業務の受託候補者（優先交渉権者）に決定した者を市のホームページ上において公表する。

なお、プレゼンテーション審査を受けたすべての提案者へは、郵送により選定結果を通知する。

10. その他（各業務共通）

(1) 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・提出方法、提出先及び提出期限が適切でない場合

- ・提案見積額が、提案上限額を超えている場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合（記載漏れ等の本市からの指摘に対して、追記、修正等があった場合を除く。）
- ・審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ・参加資格要件を満たさなくなった場合

(2) その他

- ・応募を取り下げる場合は、速やかに文書（様式任意）にて連絡すること。辞退することにより不都合な取り扱いはない。
- ・選定委員会において決定された各業務の受託候補者（優先交渉権者）の総合評価点数（各業務の選定基準に記載のとおり）が60点未満の場合は再募集とする。
- ・選定委員会において決定された各業務の受託候補者（優先交渉権者）と、随意契約に向けた交渉を進めることとするが、協議が整わず、契約に至らなかった場合には、あらためて次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- ・各業務に関する契約は、ソフトウェアライセンス使用契約とし、八尾市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号に基づく長期継続契約を予定している。
- ・八尾市財務規則第120条第2号の規定により契約金額の100分の5以上の契約保証金を要する。ただし、同規則第122条のいずれかに該当する場合は全部又は一部を免除する場合がある。
- ・実際に契約を締結する際には、仕様書等の内容が一部変更となる場合がある。
- ・各業務の受託候補者（優先交渉権者）の選定後、契約締結までに、入札参加停止措置、入札等排除措置及び営業停止処分を受けた場合は、契約締結しない。
- ・暴力団員又は暴力団員密接関係者であることが判明した場合は契約を締結しない、また、契約締結後に判明した場合は、契約を解除する。
- ・その他必要な事項は、選定委員会の審査を経て決定するものとする。

11. 問合せ先

〒581-0856

大阪府八尾市水越二丁目117番地 八尾市教育センター A棟1階 執務室

八尾市教育委員会事務局 教育センター ICT教育推進係

担当：戸田・松永

電話：072-943-5785 FAX：072-941-3364

電子メール：joho@sch.city.yao.osaka.jp